

○大府市英語検定受験料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験機会を拡大し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、予算の範囲内において交付する大府市英語検定料補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 大府市内に在住し、親権者、未成年後見人その他当該生徒を養育している者をいう。
- (2) 申請者 大府市内に在住し、英検を受験した国立・私立・公立の中学校に在籍する生徒の保護者であって、この要綱による補助金の交付を受けようとする者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第2号に定める申請者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大府市教育委員会が指定する日時及び場所において英検を受験した場合は、補助金は交付しない。
- 3 前項に規定する場合における受験の手続その他必要な事項は、大府市教育委員会が別に定める。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、英検3級以上を受験した生徒一人当たりにつき一回の検定料の額とする。

- 2 補助金の交付は、毎年度の英検第1回及び第2回の受験回について交付することを基本とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、大府市教育委員会が定める期日までに、大府市教育委員会に大府市英語検定受験料補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、速やかに提出された書類を審査して補助金の交付又は不交付を決定し、交付すると決定した場合にあっては大府市英語検定受験料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した場合にあっては大府市英語検定受験料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、保護者が指定した口座に振り込むものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。